

生産性向上と担い手確保に向けた 千葉県の取組

千葉県 県土整備部 技術管理課

令和6年7月5日(金)

目次

- 1. 本県における各取組(週休2日の確保 等)の背景 . . . P.2

働き方改革

- 2. 週休2日制適用工事の促進 . . . P.6

生産性の向上・インフラ分野のDX

- 3. ICT活用工事の促進 . . . P.16
- 4. BIM/CIMの活用 . . . P.21
- 5. 遠隔臨場の活用 . . . P.25
- 6. 情報共有システム(ASP)の活用 . . . P.30
- 7. 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用 . . . P.34

1. 本県における各取組 (週休2日の確保やICT活用工事等) の背景

建設業就業者の現状

出典：国土交通省資料

- ・令和4年は479万人で、ピーク時の平成9年から約30%減
- ・建設投資額は、平成23年度以降増加しているが、就業者数は横ばい

建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行(全産業と比べ、高齢者割合が高く、若年層割合が低い)

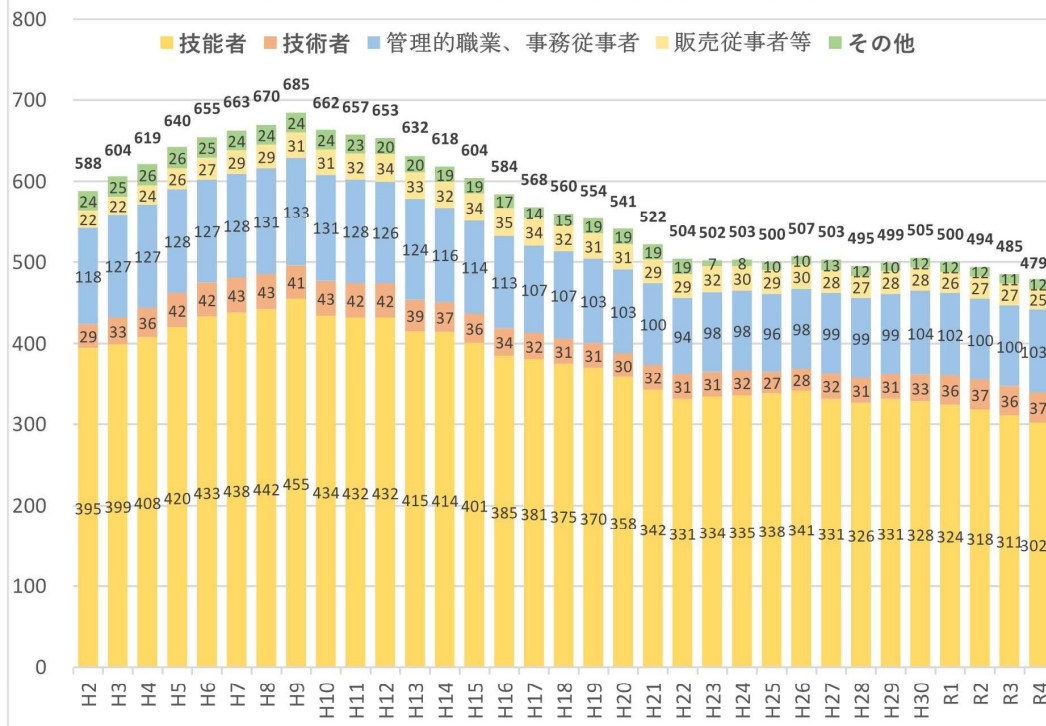
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

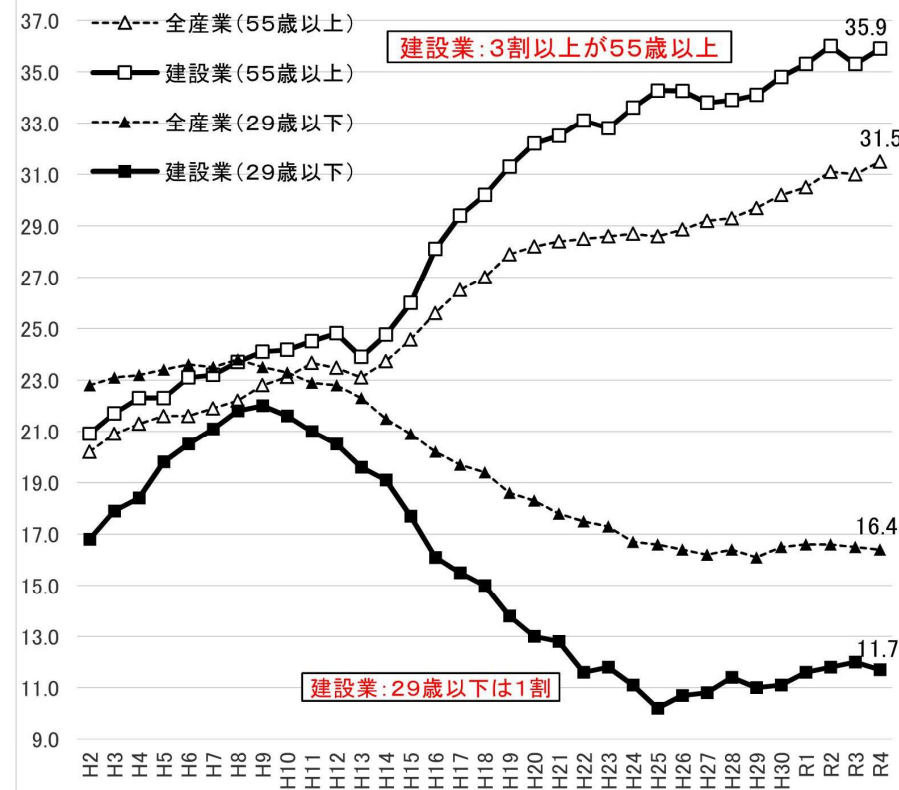
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



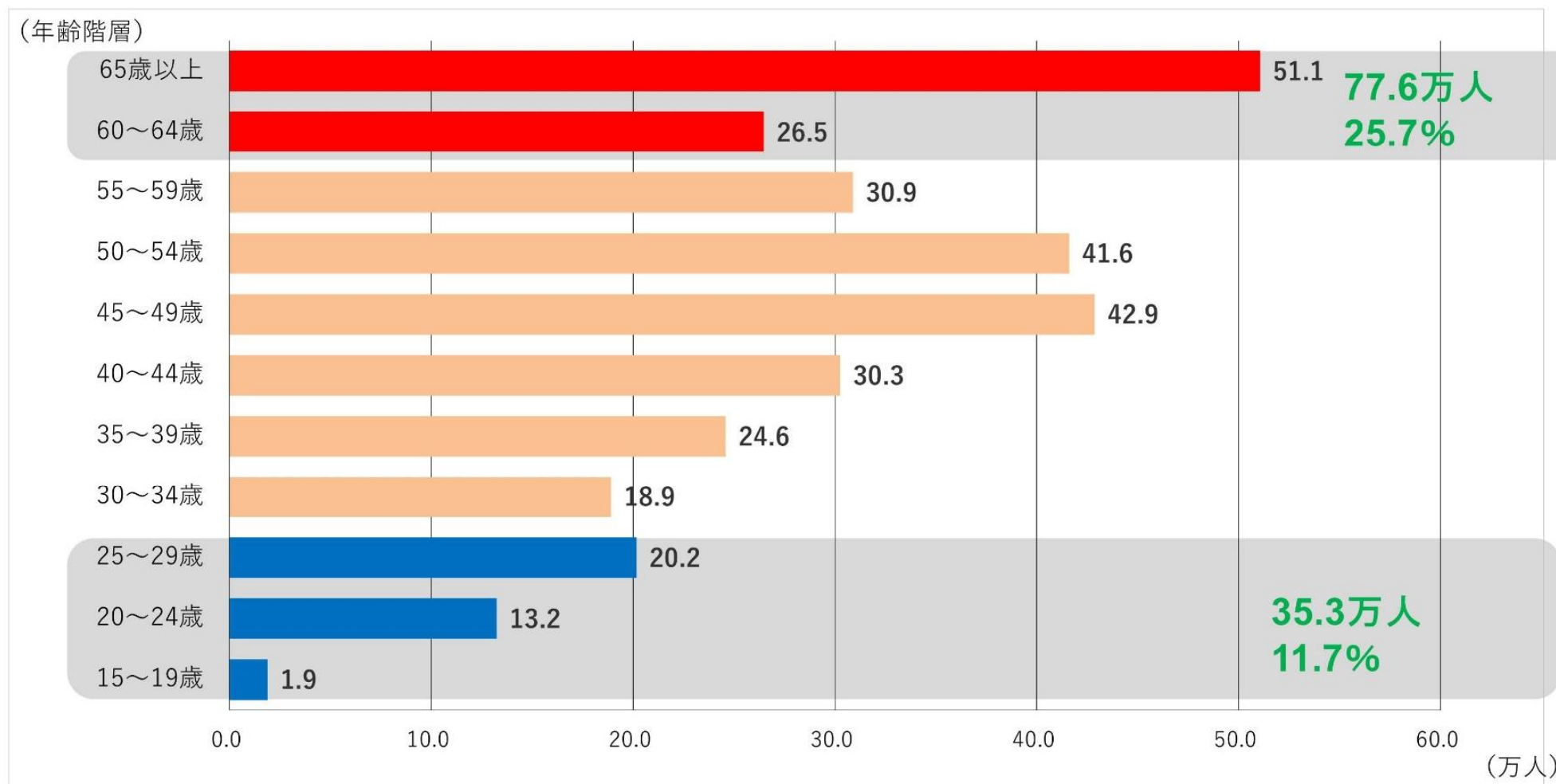
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数

出典:国土交通省資料

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



・社会資本の整備や災害時の迅速な応急対応を行うには、地域に根ざした建設業の存在が必要不可欠であるが、建設業は少子高齢化を背景に、将来の担い手の確保や生産性の向上が課題

・令和6年6月に改正された「公共工事品確法」では、「担い手確保のための働き方改革・処遇改善」、「地域建設業などの維持に向けた環境整備」「新技術の活用などによる生産性向上」、「公共工事の発注体制の強化」の4つの柱が示された。

・将来の担い手の確保や生産性の向上を図るためには、建設業全体をより魅力的なものとしていく必要があることから、建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）の確保やICTの活用等に努めることが重要

2. 週休2日制適用工事の促進 (働き方改革)

- 「働き方改革実行計画」 ⇒ 長時間労働の是正
- 建設業では少子高齢化を背景に、**将来の担い手不足**が課題
⇒ 若手が入職しやすい環境整備が必要



週休2日制の推進

- 千葉県では平成27年度から週休2日制適用工事を実施

目的

働き方改革の実現や職場環境の改善等、将来の担い手確保のため

開始時期

平成27年度

対象工事

県土整備部が発注する工事のうち、対象外工事※を除く全てのもの【型式はすべて発注者指定型】

※現場施工が1週間未満の工事、緊急復旧工事

週休2日工事の基準

現場着手から完了の期間で現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日／28日[4週8休]）以上を達成したと認められる状態をいう

企業へのインセンティブ

積算における費用計上（当初設計で計上）。今後、月単位の週休2日制を導入予定

要領等

週休2日制適用工事試行要領

令和5年度からは県土整備部の全工事で週休2日制適用工事を実施しており、発注者指定型で運用しているところ。

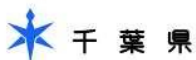
取組の拡大

年度 (目標)	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (50%)	R3 (75%)	R4 (100%)	R5 (100%)	R6 (100%)	
型式	発注者指定型										
					受注者希望型						
								R4.10より当初設計から経費補正 交替制工事を併用			
週休2日 達成基準	完全週休2日 (土日、祝日等)				現場着手～完了で4週8休（28.5%（8日／28日））以上						

実施状況（R6.3末時点）

年度	発注 予定	実施 件数	うち 施工中	完成	4週8休	4週7休	4週6休	未達成
					(28.5%以上)	(25.0%以上)	(21.4%以上)	
R3	900	890	2	888 (100%)	733 (83%)	32 (4%)	11 (1%)	112 (13%)
R4	1200	1123	11	1112 (100%)	1056 (95%)	23 (2%)	4 (1%)	29 (3%)
R5	—	1392	346	1046 (100%)	1042 (99%)	3 (1%)	0 (0%)	1 (1%)

報道資料



CHIBA

Chiba Prefectural Government

同時発表：千葉県記者会、千葉民間放送テレビ記者クラブ、千葉市政記者会

令和6年3月27日
県土整備部技術管理課
043-223-3111

目指せ！建設現場 土日一斉閉所

～魅力ある建設業の実現のため、働き方改革を推進します～

建設業においては、2024年4月からは労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。時間外労働を抑制し、同規制をクリアするためには、労働生産性の向上と週休2日（土日閉所）の定着が必要不可欠です。

このたび、国、県、千葉市は県内建設関係団体とともに、建設業の更なる働き方改革推進のため、令和6年4月からまずは毎月第2土曜日に公共工事の一斉閉所に取り組みます。

なお、緊急工事や現場条件等で制約のある工事等、やむを得ない場合を除きます。

1. 実施日

令和6年4月以降の毎月第2土曜日

2. 対象工事

千葉県内の公共工事

3. 取組主体（順不同）

千葉県、千葉市

4. 賛同機関（順不同）

国土交通省 関東地方整備局

利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所

千葉港湾事務所

一般社団法人千葉県建設業協会、一般社団法人千葉市建設業協会

千葉県建設産業団体連合会、協同組合千葉市管工事業協会、千葉市造園緑化協同組合

協同組合千葉電設協会、千葉アスファルト合材協会、千葉県生コンクリート工業組合

令和6年4月から

目指せ！建設現場 土日一斉閉所

（週休2日）

まずは

毎月第2土曜日 県内公共工事の 一斉閉所に取り組みます

※緊急工事や現場条件等で制約のある工事等、やむを得ない場合を除きます

魅力ある建設業の実現のため、
私たちは働き方改革を推進します



千葉市 加曽利貝塚PR大使
かぞりぬ

【取組主体】千葉県・千葉市
【賛同機関】以下順不同
国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所
千葉国道事務所、首都国道事務所
千葉港湾事務所
一般社団法人千葉県建設業協会
一般社団法人千葉市建設業協会
千葉県建設産業団体連合会
協同組合千葉市管工事業協会
千葉市造園緑化協同組合
協同組合千葉電設協会
千葉アスファルト合材協会
千葉県生コンクリート工業組合



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

（背景）

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事では『月単位での週休2日確保へ向けた取組【休日の質の向上】』を実施中



「建設現場の生産性の向上」に向けた取組 ～インフラ分野のDX～

- ・本県では国土交通省と同様に調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進
- ・県土木工事では、遠隔臨場、ICT活用工事、BIM/CIM活用工事、ASPの活用を実施

出典：国土交通省HP（全て）

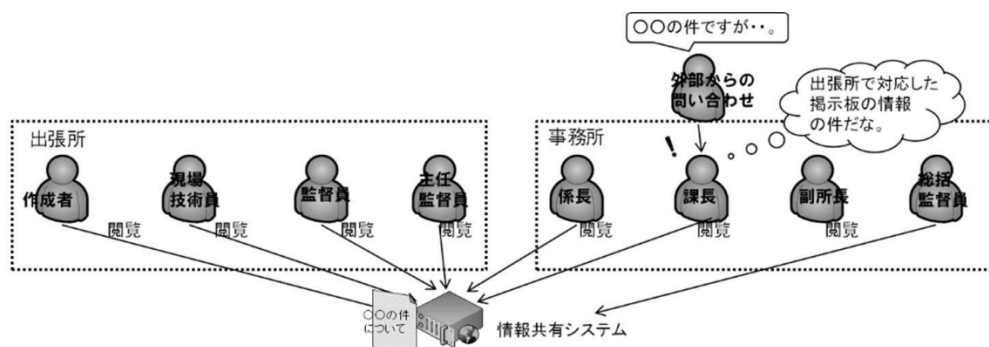


遠隔臨場 ICT活用工事



情報共有システム(ASP) BIM/CIM活用工事

情報共有システム（ASP）を利用すれば、速やかに全ての関係者の情報を共有できる



BIM/CIM が導入されると…プロセス間でのモデル連携による効率化・高度化への展開



三次元モデルの活用イメージ① 河川工事

【距離計算】 > 点間距離を計算 [構成点数:2] 【マウス左クリック：座標指定 マウス右クリック：登録 SHIFT+マウス右クリック：1点戻る H：水平方向にスナップ V：鉛直方向にスナップ SHIFT：角度でスナップ】

距離計算

リセット

【2点間】

斜距離(L)	:	1.775 m
水平距離(W)	:	0.791 m
高低差(H)	:	1.589 m

【総距離】

斜距離	:	1.775 m
水平距離	:	0.791 m
高低差	:	1.589 m
始終点間	:	1.589 m
最大最小標高	:	1.589 m

【計測値】

斜距離 水平距離 高低差

登録

スナップ：図形端点

X座標	:	990.741
Y座標	:	996.100
標高	:	24.122

H: 1.589 m

W: 0.791 m

3次元点群データにより
延長や法長などが計測できる

三次元モデルの活用イメージ② 道路工事



3次元点群データにより、支障物件の情報(ex.地面から架空線までの高さ)や道路幅員が計測できる

3. ICT活用工事の促進

(生産性の向上・インフラ分野のDX)

目的

建設工事の生産性を向上し、魅力ある建設現場の実現を図ること

開始時期

平成29年度

対象工事

県土整備部が発注する工事のうち、土工（河川土工や道路土工）など、発注者が特記仕様書で指定する工事【型式は施工者希望型のみ】

企業へのインセンティブ

- ・工事成績評定における加点
- ・総合評価方式における加点

要領等

千葉県県土整備部 ICT活用工事実施要領

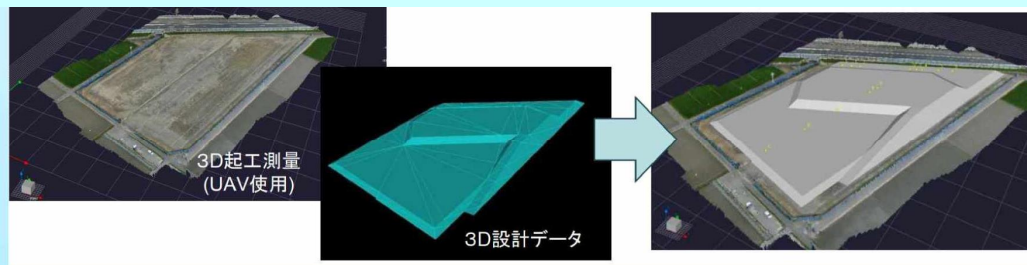
ICT活用工事の実施内容(実施の流れ:ICT土工の例)

出典：国土交通省HP

① 3次元起工測量



② 3次元設計データ作成



③ ICT建設機械による施工



④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

完成

- 令和5年度の活用件数は63件となっている。
- 令和6年1月から「ICT基礎工」、「ICT擁壁工」、「ICT構造物工（橋梁上部）」を追加し、適用工種の拡大を図っている。

取組の拡大

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ICT土工		簡易型ICT					
ICT舗装工							
		ICT浚渫工（河川）					
		ICT地盤改良工					
		ICT法面工					
				ICT舗装工（修繕工）			
				ICT土工（1,000m ³ 未満）			
				ICT小規模土工			
				ICT構造物工（橋脚・橋台）			
				ICT構造物工（橋梁上部）			
				ICT擁壁工			
				ICT基礎工			

活用件数

契約年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
1.土工	4	9	14	17	26	47	35	152
2.舗装工	—	1	0	0	0	0	4	5
3.浚渫工（河川）	—	—	1	0	0	2	1	4
4.地盤改良工	—	—	—	0	2	14	7	23
5.法面工	—	—	—	0	0	0	0	0
6.舗装工（修繕）	—	—	—	—	0	3	8	11
7.土工（1000m ³ 未満）	—	—	—	—	—	2	7	9
8.小規模土工	—	—	—	—	—	0	0	0
9.構造物工（橋脚等）	—	—	—	—	—	1	1	2
10.構造物工（橋梁上部）	—	—	—	—	—	—	0	0
11.擁壁工	—	—	—	—	—	—	0	0
12.基礎工	—	—	—	—	—	—	0	0
計	4	10	15	17	28	69	63	206

受注者向けに「はじめの一步体験会」を実施。今年度は「「ホンキの一步体験会」」を実施予定。



ホンキの一步体験会

2024年 6/18(火) 13:15~16:30
 場所：千葉土木事務所
 千葉県千葉市中央区出洲港1-1-1






2024、最後のチャンス

i-constructionが始まって8年目。目標の2025年まで残り1年と挑戦への最終年になりました。まだこれからの人にも1からステップアップをお手伝いします！3次元設計データ作成に苦戦している方、担い手不足を解消したい方積極的なご参加お待ちしております！





・スケジュール・

- 13:15~13:25 開会
- 13:25~13:40 ICT活用について
- 13:40~15:10 3次元設計データ作成
- 15:10~15:25 休憩・移動
- 15:25~16:25 活用体験
- 16:25~16:30 アンケート・閉会

※雨天開催

申込締切日

6/5(水)

定員:20名

※申込多数の場合は抽選となります。
 ※ヘルメットをご持参ください。
 ※「CPDS受講証明が必要な方は認定CPDS技術者証をご持参ください。」

主催：千葉県 技術管理課 技術情報班

共催：CONTACT(建設戦略会議)



令和4年度は8会場、令和5年度は5会場にて開催



期待される主な効果

- ・ 工事の作業効率や安全性の向上
- ・ 担い手確保に向けた魅力向上

受注者アンケート結果

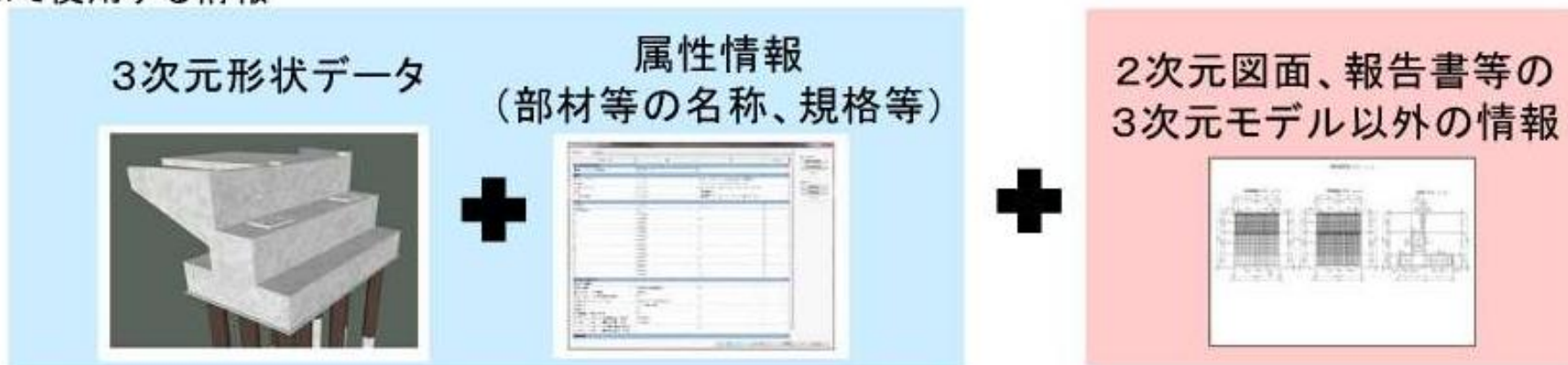
- ・ 熟練したオペレーターでなくても、盛土法面がビシッとできた
- ・ 3次元データの取扱いが可能な技術者が不足していること
- ・ 基準類の理解など、社員教育に時間を要すること

4. BIM／CIMの活用 (生産性の向上・インフラ分野のDX)

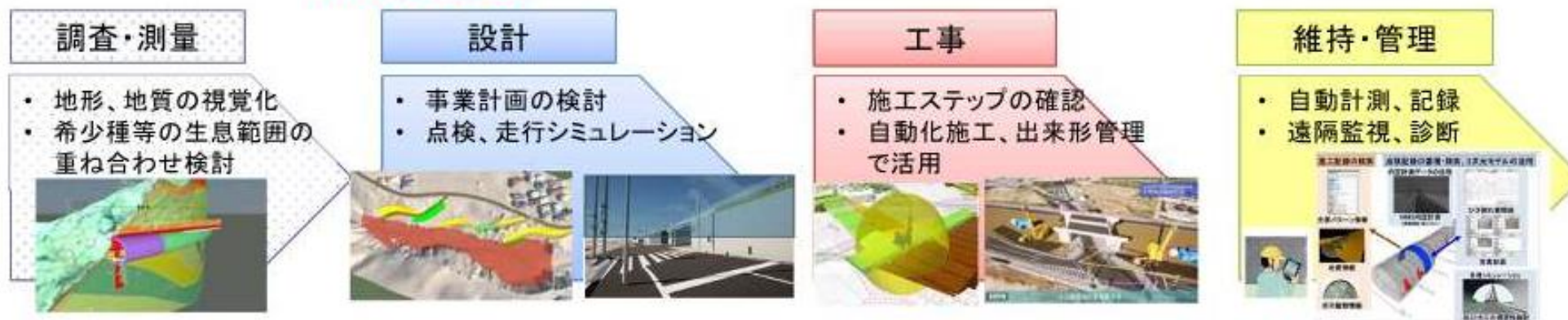
BIM/CIM：Building/Construction Information Modeling, Management の略。
 建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ること。
 情報共有の手段として3次元モデルや参照資料を使用する。

BIM/CIMの意義：**データの活用・共有**による受発注者双方の生産性向上

BIM/CIMで使用する情報



BIM/CIM適用の流れ (情報の連続性が重要)



BIM/CIMとは

コンピュータ上に作成した3次元の形状情報（3次元モデル）に加え、構造物及び構造物を構成する部材等の名称、形状、寸法、物性及び物性値（強度等）、数量、そのほか付与が可能な情報（属性情報）とそれらを補足する資料（参照資料）を併せ持つ構造物に関連する情報モデル（BIM/CIMモデル）を構築すること及び、構築したBIM/CIMモデルに内包される情報を管理・活用すること（Building/ Construction Information Management）をいう

目的

BIM/CIMモデルを連携・発展させ、事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にすることで、一連の建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を図ること

開始時期

令和4年度

想定する活用ケース

- ・CIMモデルによる地元説明や関係機関協議等（説明の円滑化）
- ・CIMモデルを活用した数量算出（ex. 掘削土量等の算出）

要領等

国土交通省の要領を参照（県独自の要領は検討中）

期待される主な効果

- ・ 住民説明会・関係機関協議等の合意形成の円滑化
- ・ 埋設物や干渉箇所の確認による工事手戻りの防止
- ・ 掘削数量等の自動算出による業務効率化

課題

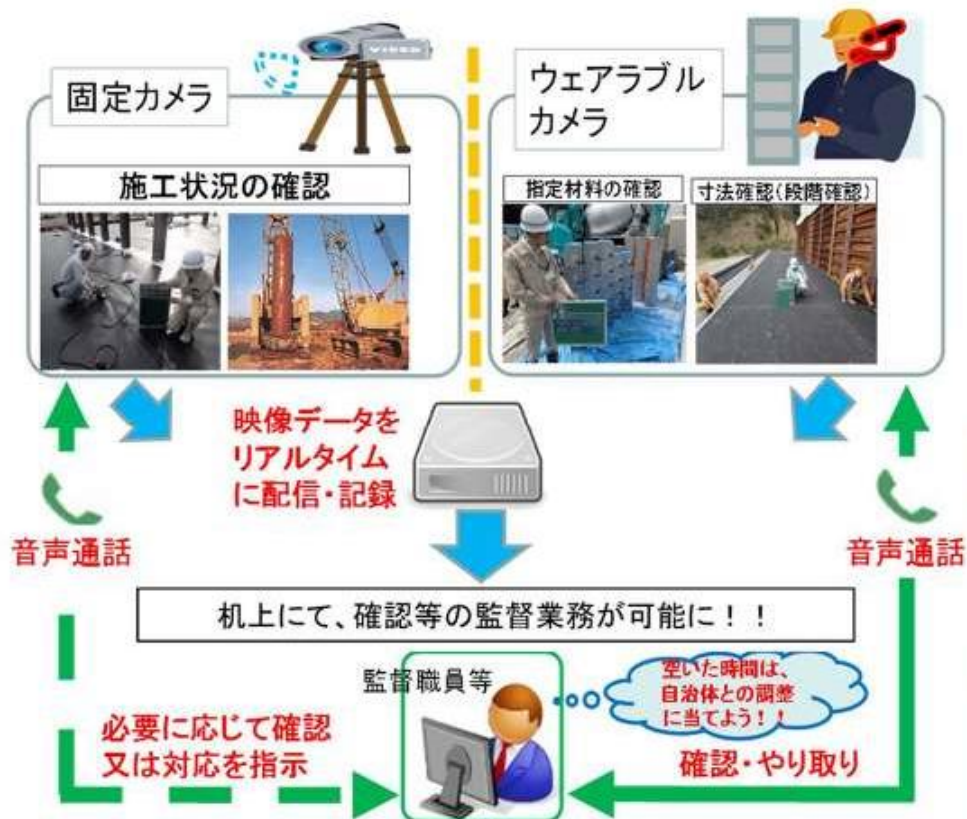
- ・ 発注者、受注者ともにB I M / C I Mモデルなどの3次元データを取り扱う技術が不足している
- ・ 3次元データを取り扱う環境が整っていない（高性能P C等の機材不足）

5. 遠隔臨場の活用

(生産性の向上・インフラ分野のDX)

【参考】国土交通省の取組

- 遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うこと
- 遠隔臨場によって、現場への移動時間（発注者側）、立会の調整に必要な時間（受注者側）の短縮や人との接触の最小化（感染症予防の観点）等が図られ、建設現場の働き方改革や生産性向上の効果が期待される



受注者側の状況



監督員（発注者側）の状況

目的

建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するため

開始時期

令和4年度

対象工事

県土整備部が発注する工事（営繕工事を除く）のうち、「段階確認、材料確認又は立会を映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」

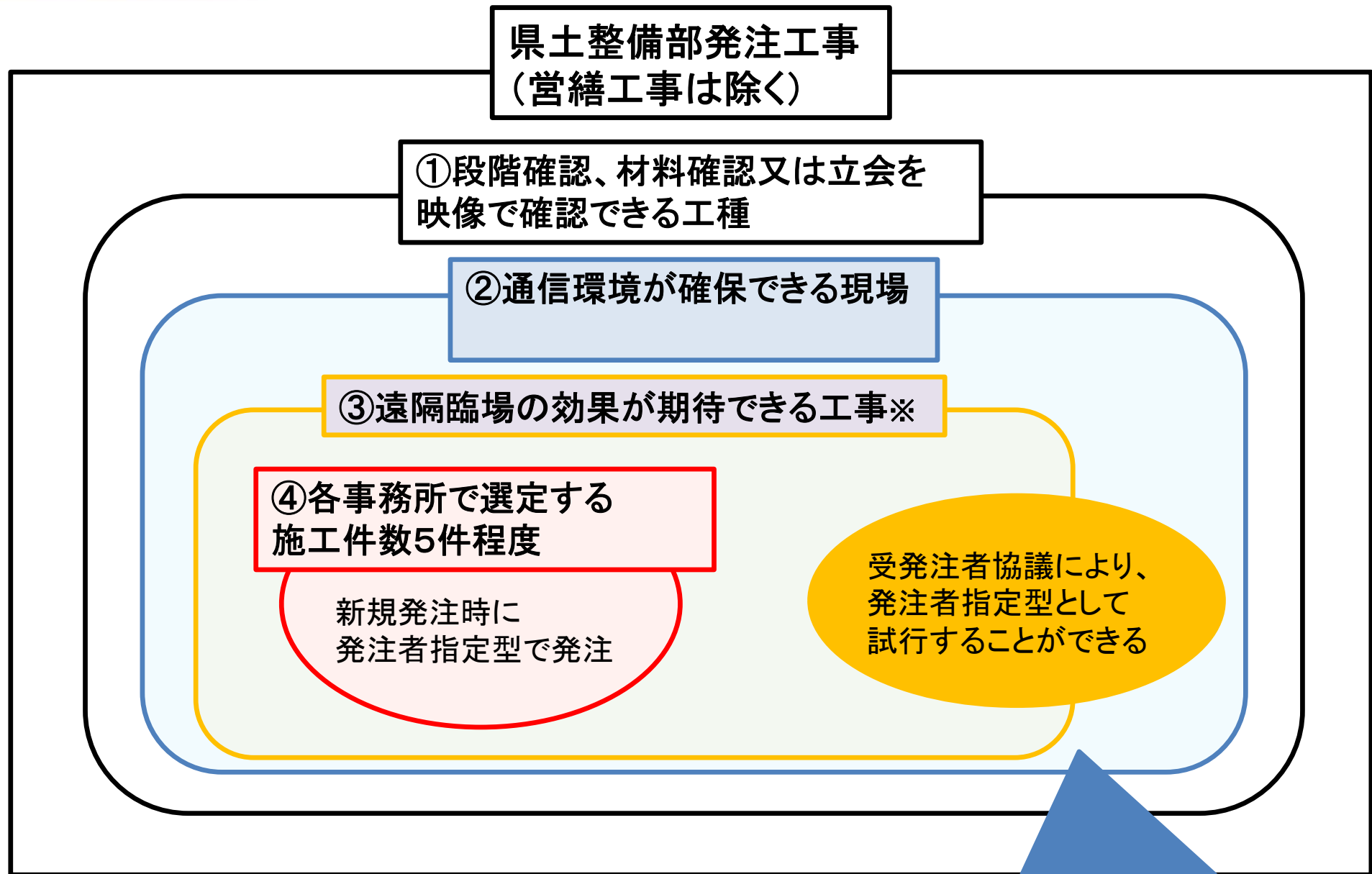
（例「構造物等の立会頻度が多い工事」、「施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に時間を要する工事(概ね30分以上要するもの)」）

実施方法

当初設計で発注者指定型として発注

要領等

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領



※遠隔臨場の効果が期待できる工事例
・構造物等立会頻度が多い工事
・施工現場が遠隔地である工事
・コロナ対策を要する工事
・その他、遠隔臨場の効果が期待できる工事

②より内側→対象工事（特記に記載する）：発注者負担
" 外側→対象外工事（特記に記載しない）：受注者負担

令和4年度に試行を開始し、これまでに約40工事で遠隔臨場を活用

期待される主な効果

- ・ 移動、待機時間の短縮
- ・ コスト縮減
- ・ 生産性向上

課題

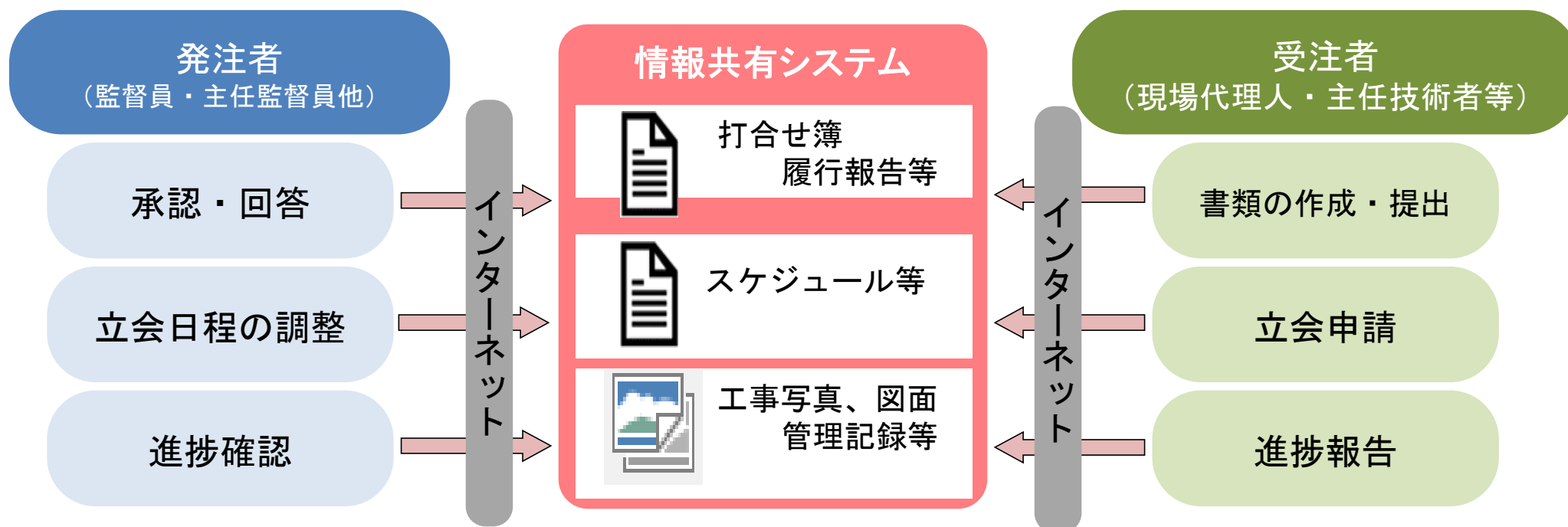
- ・ 受発注者ともに遠隔臨場に慣れること
- ・ 引き続き試行件数（実績）を積み上げ、取組効果の検証や課題の洗い出しを行うこと

6. 情報共有システム(ASP)の活用 (生産性の向上・インフラ分野のDX)

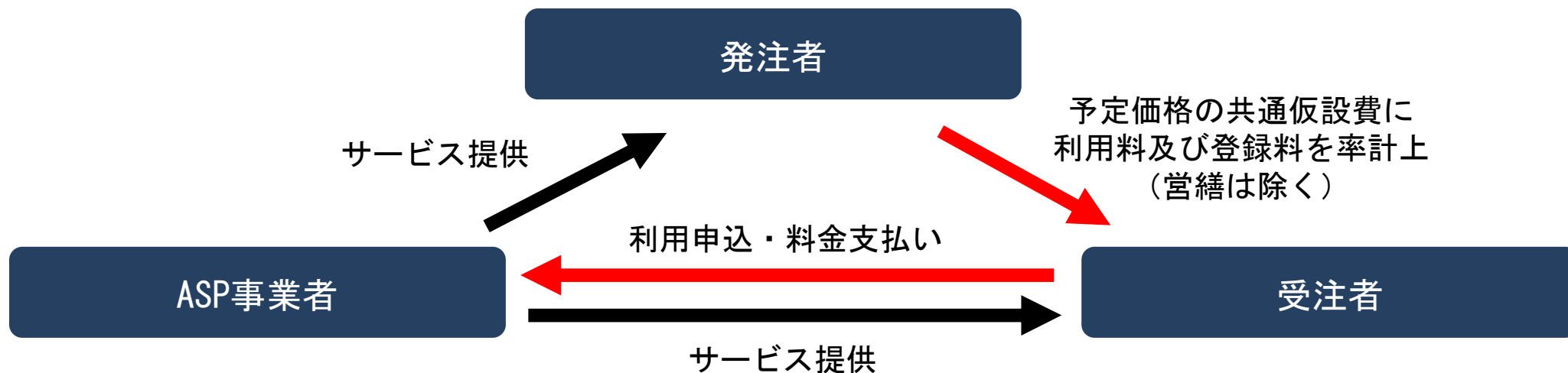
情報共有システムとは

- ・情報共有システムとは工事中において発生する書類、図面等をインターネットを利用して受発注者間で共有・決裁し、成果品として一元管理するシステムです。
- ・「工事帳票の処理の迅速化」、「日程調整の効率化」、「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」等を図り、工事の生産性向上につなげるものです。

イメージ図



情報共有システムの形態



期待される効果

- ① 移動時間の削減（コストの削減）
- ② 工事書類の整理作業の軽減及び処理の迅速化
- ③ ワンデーレスポンスの円滑な実施（決裁進捗の見える化）
- ④ 検査準備作業の軽減（電子検査）
- ⑤ 電子納品作業の軽減
- ⑥ 書類保管場所の削減

情報共有システム実施要領

令和4年3月15日 千葉県県土整備部情報共有システム実施要領を制定

令和6年4月1日 千葉県県土整備部情報共有システム実施要領を改定

主な改定内容

改定前	4月1日改定後
対象とする工事は、原則、当初設計金額50,000千円以上の工事または受注者が希望する工事とし、受発注者協議により利用の可否を決定する。	対象は、 <u>原則、全ての工事とする。</u> ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

活用件数 210件（令和5年度末現在）

内訳：令和5年度 107件 令和4年度 103件

課題

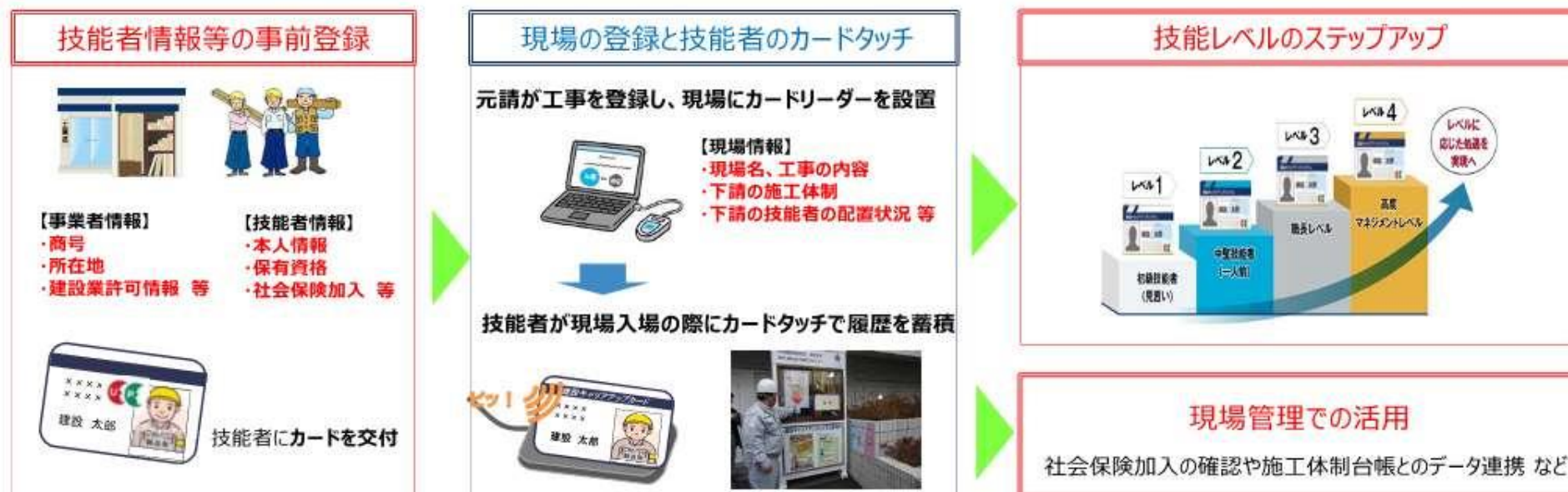
発注者がシステムの操作に慣れていないため、まずは操作に慣れるようにすること

7. 建設キャリアアップシステム(CCUS) の活用 (担い手の育成・確保)

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
 - ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）
- 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

目的・期待される効果

- (1) 若い世代がキャリアパスや処遇の見通しをもてる
- (2) 技能・経験に応じて給与を上げる
- (3) 技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

適用開始時期

令和6年度

対象工事

県が発注するすべての工事【型式はすべて受注者希望型】

企業へのインセンティブ

- ・工事成績評定における加点

要領等

千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

技 第 6 5 2 号
令和 6 年 2 月 9 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

建設キャリアアップシステム活用工事の試行について

千葉県では、建設キャリアアップシステムの普及・活用を促進するため、建設キャリアアップシステム活用工事を試行します。

つきましては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」を制定し、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におかれましては、御理解と傘下会員への周知をお願いいたします。

記

1 対象工事
県が発注する全ての工事を対象とする。

2 適用
令和 6 年 2 月 1 4 日から施行し、企業評価等は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

担当
技術管理課 企画調整班 請川
電話 043-223-3235
E-mail gijutu1k@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

令和 6 年 2 月 9 日制定

(目的)

第 1 条 公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事に従事する技能者がその能力や経験に応じた処遇を受けられるよう、公共工事に従事する技能者の育成及び確保に資する労働環境の整備が図られることが重要である。

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の活用は、公共工事に従事する技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の整備に資するものであり、本要領は、千葉県が発注する工事において、CCUS活用促進のため、CCUS活用を試行するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) CCUS 運営主体として（一財）建設業振興基金が行う建設技能者の資格・社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積するシステム。
- (2) 事業者登録 当該CCUS活用工事における元請事業者がCCUSに事業者情報を登録すること。
- (3) 技能者登録 元請及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者（一人親方を含む）がCCUSに技能者登録を行うこと。
- (4) カードリーダータッチ率 対象期間のうち、当該現場へカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を蓄積した日数の割合。
- (5) 対象期間 当該CCUS活用工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID登録が完了していない場合は、これらの登録がすべて完了した日の翌日を期間の始まりとする。
- (6) カードリーダー CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した現場に設置する端末。
- (7) 現場利用料 CCUSの利用料のうち、当該CCUS活用工事において、技能者の就業履歴情報の蓄積（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場を登録する事業者が支払う費用。

(対象工事)

第 3 条 県が発注する全ての工事を対象とする。

(実施方法)

第4条 CCUS活用工事は、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。

- 2 受注者は、契約の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議するものとする。
- 3 発注者は、CCUS活用工事の発注にあたり、特記仕様書にCCUSの活用に関する事項を記載する。

<特記仕様書記載例>

(千葉県建設キャリアアップシステム活用工事)

第〇〇条 本工事は、千葉県建設キャリアアップシステム活用工事の対象工事とする。

- 2 受注者は、工事の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき行うこと。

(実施内容)

第5条 第4条の実施方法において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合、受注者は、以下の項目について実施するものとし、目標基準は以下のとおりとする。

実施項目	目標基準
①事業者登録	元請事業者の登録が完了していること。
②技能者登録	1名以上の技能者登録が完了していること。
③就業履歴蓄積	カードリーダータッチ率が30%以上であること。

- 2 受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である(一財)建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

(実施状況の確認)

第6条 受注者は、工事完成時に、第5条に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認(提出)書類の例
①事業者登録	登録完了メール(写)、就業履歴一覧表(月別カレンダー)
②技能者登録	登録完了メール(写)、就業履歴一覧表(月別カレンダー)
③就業履歴蓄積	カードリーダーの現場設置状況写真、就業履歴一覧(月別カレンダー)

(工事成績評価における評価)

第7条 発注者は、第5条に掲げる実施項目について、受注者が目標基準を全て達成した場合は、工事成績評価等実施要領の「創意工夫」の【その他】において1点加点[※]するものとする。
 ※工事成績評価の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

(CCUS活用に係る費用)

第8条 CCUS活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に基づき変更契約を行うものとし、現場管理費として積み上げ計上することとする。この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。
 ただし、上記の費用計上は第5条に掲げる実施項目について、目標基準を全て達成した場合とする。

(1) カードリーダー購入費用等

カードリーダー(もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー)の購入費用(新規購入に限る)について、現場での使用実績を確認したうえで、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

現場で使用するOS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000円/台(税抜)	当該工事現場に設置する数 (1工事あたり2台を上限)
iOS	30,000円/台(税抜)	

(2) 現場利用料

現場における現場利用料(カードタッチ費用10円/回)は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、現場利用料には、CCUSへのシステム登録(事業者登録、管理者ID登録、技能者登録)のための費用は含まない。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

本要領は、令和6年2月14日から施行する。

(工事成績評価における評価等の特例)

第7条、第8条の規定については、令和6年4月1日から適用するものとする。

ご清聴ありがとうございました